



三重県公報

平成25年8月6日（火）

第 2519 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
77	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企業誘致推進課）	2
	告 示		
490	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	（障がい福祉課）	21
491	保安林の指定を解除する旨	（治山林道課）	21
492	建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定	（建築開発課）	21
	公 告		
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（男女共同参画・NPO課）	21
	同件	（ 同 ）	22
	同件	（ 同 ）	22
	同件	（ 同 ）	23
	同件	（ 同 ）	23
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	（ 同 ）	24
	同件	（ 同 ）	24
	同件	（ 同 ）	24
	同件	（ 同 ）	25
	同件	（ 同 ）	25
	同件	（ 同 ）	25
	同件	（ 同 ）	26
	同件	（ 同 ）	26
	同件	（ 同 ）	27
	同件	（ 同 ）	27
	公的個人認証サービスにおける三重県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント	（I T 推進課）	27
	土地改良事業計画の変更認可	（農地調整課）	28
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	（下水道課）	28
	指定管理者の募集	（住宅課）	28
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（新博物館整備推進プロジェクトチーム）	29

規 則

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十五年八月六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十七号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則
三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「県内雇用者」を「県内常用雇用者」に、「事業従事者」を「常用雇用者」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 サービス産業用地等 次に掲げる土地をいう。

イ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域における建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二に掲げる建築物の制限を受けない施設の用に供する土地

ロ 都市計画法第二十九条第一項又は第二項に規定する開発行為の許可を受けた区域内において当該許可を受けた内容に基づき建設される建物の用に供する土地

ハ イ又はロに掲げるもののほか、市町長が企業の立地を適当と認める施設の用に供する土地

第二条第二項中第八号及び第九号を削り、同項第十号中「東紀州地域」の下に「、伊勢市」を、「大台町」の下に「、玉城町、度会町」を加え、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とする。

第三条第一項中「操業開始の六月前（工場用地その他の事業所用地を取得しない場合にあつては、二月前）」を「条例第四条第一項に規定する立地計画に基づく事業の着手の日（知事が別に認めるものにあつては、その日。以下「事業着手日」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 知事は、条例第四条第三項の規定により認定を行うに当たっては、学識経験者その他知事が必要と認める者の意見を聴くことができる。

4 知事は、条例第四条第三項の規定により認定を行うに当たっては、必要に応じて条件を付けることができる。

第四条第二項を削る。

第六条第二号を削り、同条第三号中「操業開始の日」の下に「（別表第二第一号の項下欄第二号、第二号の項下欄第二号若しくは第三号、第三号の項下欄第二号、第四号の項下欄第二号又は第五号の項下欄第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準を満たすものとして条例第四条第一項の認定を受けた計画を実施する企業（以下「マイレージ適用企業」という。）にあつては、条例第四条第四項に規定する変更の認定を受けた立地計画のうち、最後の変更の認定を受けたものについて、事業の操業を開始する日をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「次に掲げる事項」を「投下償却資産額」に、「十パーセント」を「二十パーセント」に、「内容」を「投下償却資産額」に改め、イからホまでを削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 マイレージ適用企業にあつては、立地計画について、認定を受けたもの以外に立地計画の認定を受けようとするとき。

第六条第六号中「前五号」を「前各号」に改める。

第八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同表の下欄の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第八条第二項中「立地に関する計画（以下「立地計画」という。）」を「立地計画」に改め、同項ただし書を削る。

第九条第二項中「立地計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）」を「認定企業」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

分 野	業 種
-----	-----

一 クリーンエネルギー関連分野	日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、環境・エネルギーに関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
二 ライフイノベーション関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、医療、福祉、健康に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
三 食品関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、食品に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
四 高度部材関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、原材料の純度、組織構造等の高度な制御又は高度な成形加工技術によって作られた優れた性能を有する部材の製造を行うものその他これに類するもの
五 サービス産業分野	立地する市町において、立地企業の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条に規定する基本計画において集積業種として指定された業種（ただし、知事が別に定めるものを除く。）

別表第二（第五条関係）

事業の種類	認定の基準
一 別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第一項第四号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人（条例第四条第一項の規定により立地計画の認定を受けた日（以下「計画認定の日」という。）において県内操業企業である場合にあつては、五人）以上であること。 ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 二 当該立地計画の期間が計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五千万円以上であること。 ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
二 別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第一項第四号に掲げる事業（マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザー工場への転換を行うものに限る。）	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、五人）以上であること。 ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 二 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二 次に掲げる基準を全て満たすこと。

	イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五十万円以上であること。 ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 三 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。 ロ 当該立地計画の期間が計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
三 第四条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は研究開発施設の設置を行う事業(別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は同条第一項第四号に掲げる事業に限る。)	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあつては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあつては一億円以上であること。 ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二千万円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあつては三百万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあつては千万円以上であること。 ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
四 別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第一項第四号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人(計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、五人)以上であること。 ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 二 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ホ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ヘ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五千万円以上であること。 ロ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する

	る事業であること。 ハ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ニ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
五 別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業（伊勢市、玉城町及び度会町に立地を行う場合を除く。）又は第四条第一項第四号に掲げる事業	一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 (2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する県内常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、二人）以上であること。 (3) 操業開始の日から三年を経過する日までの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。 (4) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 (5) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ 次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三百万円以上であること。 (2) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 (3) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二 県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ 次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 (2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する県内常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、二人）以上であること。 (3) 操業開始の日から三年を経過する日までの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。 (4) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 (5) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ 次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が千万円以上であること。 (2) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 (3) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
六 別表第一第五号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第一項第四号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一 次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ 雇用、経済波及等が県の経済に特に貢献するものとして知事が認めるものであること。

	ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ サービス産業用地等に立地を行うものであること。 ニ 立地による雇用、経済波及等が県の経済に特に貢献するものとして知事が認めるものであること。
--	--

備考

- 一 「県内操業企業」とは、県内に一以上の事業所を有する企業をいう。
- 二 「マザー工場」とは、製品の設計、開発、試作等の機能を有し、かつ、他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設をいう。
- 三 「外資系企業」とは、次に掲げる企業をいう。
- イ 外国の法令に基づいて設立された企業又は外国に主たる事務所を有する企業
- ロ イに掲げるものが保有する株式の数又は出資の金額が、発行済株式の総数又は出資総額の百分の五十を超える企業

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の十（別表第一第四号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業にあつては、百分の十二）を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴つて増加した常用雇用の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、五人）以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十（別表第一第四号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業にあつては、百分の十二）を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
二 マザー工場型拠点立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。

	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴つて増加した常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、五人）以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、二に掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第二号の項下欄第三号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ 操業開始の日において、当該操業に伴つて増加した常用雇用者の数が五十人以上であること。 ニ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ハに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ホ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、七千五百万円とする。
三 研究開発施設等立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第三号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。

	へ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあつては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあつては一億円以上であること。 二 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
四 外資系企業アジア拠点立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第四号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第四号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。 へ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 二 操業開始の日において、当該操業に伴つて増加した常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、五人）以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、二に掲げる要件を引き続き満たしていること。 へ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
五 地域資源活用型産業等立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第一号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第一号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるとき

	業を開始すること。 ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した県内常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、三人）以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	は、五億円とする。
	三 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第二号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあつては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	四 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第二号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあつては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した県内常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあつては、三人）以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
六 サービス産業立地補助金	一 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第六号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、イに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ハ サービス産業用地等に立地を行うものであること。 ニ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあつては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が一億円を超えるときは、一億円とする。

	二 次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第六号の項下欄第二号に掲げる基準を満たしていること。 ロ 立地計画について、平成二十八年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、一年当たりの事業所建物の借受に係る賃借料に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、交付対象の賃借料は操業開始の日の属する月の翌月（操業開始の日が月の初日の場合には、当月）の初日から三年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が五百万円を超えるときは、五百万円とする。
--	---	---

備考 「県内障害者雇用率」とは、次に掲げるものをいう。

一 県内に本社を有する企業又は県内に本社及び事業所を有しない企業にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率

二 県外に本社を有し県内に事業所を有する企業にあつては、前号に規定する障害者雇用率について、立地を行おうとする県内の事業所において算定したもの

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

立地計画認定申請書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

印

法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第 4 条第 1 項の規定により、立地計画について認定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

担 当 者 連 絡 先	氏 名	
	所 属 名	
	電話／電子メール	

(規格 A4 版)

別紙

立 地 計 画

(氏名又は名称)

1 企業の概要

(1) 企業の名称等

氏 名 又 は 名 称		代 表 者 名	
住 所 又 は 所 在 地		設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金	円	外 資 比 率	%
従 業 員 数	人		

注 次に掲げる書類を添付してください。

(ア) 法人にあっては、その定款及び登記事項証明書

(イ) 県を当事者又は立会人とする立地に関する協定書等の写し

(ウ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料

(エ) 外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要

名 称	所 在 地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び 生産品目等
		年 月		
		年 月		
		年 月		
計		—		—

注 マザー工場の立地を行おうとする者にあっては、支援、指導を行う工場についても記載してください。

(3) 過去3年間の収支状況

(単位 百万円)

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上 げ				
当 期 利 益				

注 過去3年間の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

(単位 千円)

法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	不 動 産 取 得 税	合 計

注 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事 業 所 の 名 称	
業 種	
事 業 内 容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注

1 「事業内容」の欄については、製造業及び地域資源を活用した企業の立地を行おうとする者にあっては立地計画終了時点における生産品目の数量及び生産額の見込み、マザー工場の立地を行おうとする者にあっては支援、指導を行う他工場について、研究開発施設の立地を行おうとする者にあっては研究開発の内容の詳細を記載してください。

2 「立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境」の欄については、サービス産業の立地を行

おうとする者にあつては本県経済に与える効果についての詳細を記載してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所 在 地	
事 業 所 用 地 の 面 積	m ²
法 令 に よ る 土 地 利 用 の 規 制 の 状 況	

(2) 立地の時期

区 分	実施時期			
建 設 工 事	着 工	年 月 日	しゅん 竣 工	年 月 日
賃 貸 借 契 約	契約の締結	年 月 日		
機 械 設 備 等	設 置	年 月 日		
操 業 開 始	年 月 日			

4 立地に係る用地取得等及び設備投資に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所 在 地	面 積	契約年月日	所有権移転等登記 年月日	備 考
	m ²	年 月 日	年 月 日	
	m ²	年 月 日	年 月 日	
計	m ²	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の 年月日	許可その他処分の 見込み
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

(3) 建物等の面積

(単位 m²)

区 分	事 業 所 全 体		備 考
	建 築 面 積	延 床 面 積	
建物及び附属設備			
そ の 他			
合 計			

注 建物等の配置計画図及び面積一覧表を添付してください。

(4) 投資計画

(ア) マイレージ適用以外

(単位 千円)

区 分	計 画					備考
	操業時まで (. ~ .)	操業後1年 (. ~ .)	操業後2年 (. ~ .)	操業後3年 (. ~ .)	合 計	
用 地						
建物及び附属 設備						
機 械 設 備 等						

家 賃						
そ の 他						
合 計						

(イ) マイレージ適用

(単位 千円)

区 分	計 画						備 考
	認定後 1 年 (.)	認定後 2 年 (.)	認定後 3 年 (.)	認定後 4 年 (.)	認定後 5 年 (.)	認定後 6 年 (.)	合 計
用 地							
建物及び附属 設備							
機 械 設 備 等							
そ の 他							
合 計							

注 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、償却資産1件当たりの耐用年数が1年以上で取得価格が20万円以上のものの金額の合計額を記載してください。

5 立地に伴う雇用に関する事項

(1) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計 画					備 考
	認定申請時 (.)	操業開始時 (.)	操業開始後 1 年 (.)	操業開始後 2 年 (.)	操業開始後 3 年 (.)	
事業従事者	()	()	()	()	()	
常用雇用者 (県内常用雇用者を 除く。)						
県内常用雇用者						
その他の事業従事者						

注 () 内には、国勢調査における「大分類B－専門部・技術的職業従事者」のうち「中分類(4)－研究者」又は「中分類(5)－技術者」に分類されるものを記載してください。

(2) 県内障害者雇用率

(単位 %)

区 分	計 画					
	認定申請時 (.)	認定後 1 年 (.)	認定後 2 年 (.)	認定後 3 年 (.)	認定後 4 年 (.)	認定後 5 年 (.)
県内障害者雇用 率						

注 マイレージ適用の場合のみ記載してください。

6 立地に必要な資金の額及び調達方法

(単位 千円)

区 分	投資額	調 達 方 法					備考
		自己資金	補助金、奨励金等	借入金		その他の資金	
				銀行	その他		
土 地							
建物及び附属設備							
機械設備等							
家 賃							
そ の 他							
計							

注 資金調達の方法が借入金による場合であって、担保権を設定するときは、備考欄にその担保権の種類を記載してください。

7 立地に係る環境の保全に関する事項

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵 ^{じん} 及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む。）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

第一号様式「日付け農商第」を「日付け 第」に改める。

第二号様式「備考」を「注」に改める。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

事業実施状況報告書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

印

法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第9条の規定により、 年 月 日付け 第 号で認定通知のあった認定計画の実施状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、次のとおり報告します。

1 企業の概要（ 年 月 日現在）

(1) 企業の名称等

住所又は所在地			
氏名又は名称		代 表 者 名	
資 本 金	円	外 資 比 率	%
従 業 員 数	人		

注 次に掲げる書類について、提出済みの内容から変更のあった年度においては、最新のものを添付してください。

(ア) 定款、登記事項証明書及び役員一覧表

(イ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料

(ウ) 外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要（ 年 月 日現在）

名 称	所 在 地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目
		年 月	人	
		年 月	人	
		年 月	人	
計	—	—	人	—

(3) 収支状況（直近の決算状況）

(単位 百万円)

区 分	額 及 び 率	備 考
売 上 げ		
当 期 利 益		

注 当該年度の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

(単位 千円)

法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	不 動 産 取 得 税	合 計

注 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事業所の名称	
業種	
事業内容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注 事業内容等を証明する資料を添付してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所在地	
事業所用地の面積	m ²
法令による土地利用の規制の状況	

(2) 立地の時期

区分	実施時期			
建設工事	着工	年 月 日	しゅん 竣 工	年 月 日
賃貸借契約	契約の締結	年 月 日		
機械設備等	設置	年 月 日		
操業開始	年 月 日			

4 立地に係る用地取得等及び設備投資に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所在地	面積	契約年月日	所有権移転等登記 年月日	備考
	m ²	年 月 日	年 月 日	
	m ²	年 月 日	年 月 日	
計	m ²	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の 年月日	許可その他処分の 見込み
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

(3) 建物等の面積

区分	事業所全体		備考
	建築面積	延床面積	
建物及び附属設備	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
その他	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
合計	m ² (m ²)	m ² (m ²)	

注

- 1 建物等の配置計画図及び面積一覧表を添付してください。
- 2 () 内には、前回の事業実施状況報告書における面積からの増減を記載してください。

(4) 投資計画及びその実績

(単位 千円)

区 分	計画及び実績					備考
	操 業 開 始 時 まで (～) (計画・実績)	操業後1年度 (～) (計画・実績)	操業後2年度 (～) (計画・実績)	操業後3年度 (～) (計画・実績)	合 計	
用 地						
建 物 及 び 附 属 設 備						
機 械 設 備 等						
家 賃						
そ の 他						
合 計						
※補助対象経費						

注

- 1 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、償却資産1件当たりの耐用年数が1年以上で取得価格が20万円以上のものの金額の合計額を記載してください。
- 2 「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。
- 3 補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

5 立地に伴う雇用に関する計画及び実績

(1) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計画及び実績					備 考
	立地計画申 請時 (.)	操業開始時 (.) (計画・実 績)	操業開始後 1年 (.) (計画・実 績)	操業開始後 2年 (.) (計画・実 績)	操業開始後 3年 (.) (計画・実 績)	
事業従事者	()	()	()	()	()	
常用雇用者 (県内常用雇用者を 除く。)						
県内常用雇用者						
その他の事業従事者						

注 () 内には、国勢調査における「大分類B－専門部・技術的職業従事者」のうち「中分類(4)－研究者」又は「中分類(5)－技術者」に分類されるものを記載してください。

(2) 県内障害者雇用率

(単位 %))

区 分	計画及び実績					
	認定申請時 (.)	認定後 1 年 (.) (計画・実績)	認定後 2 年 (.) (計画・実績)	認定後 3 年 (.) (計画・実績)	認定後 4 年 (.) (計画・実績)	認定後 5 年 (.) (計画・実績)
県内障害者 雇用率						

注 マイレージ適用の場合のみ記載してください。

6 立地に係る環境の保全に関する取組

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵 ^{じん} 及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む。）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。
- 2 平成二十五年四月一日前に三重県企業立地促進条例（平成十五年三重県条例第一号）第四条第一項の規定に基づき提出され、適宜である旨の認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 490 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410500660	有限会社ケアセンターひよこの家	津市藤方 1953 番地 6	ケアセンターひよこの家	津市藤方 1953 番地 6	居宅介護	平成 25 年 7 月 31 日

三重県告示第 491 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市美里町桂畑字小屋ノ谷 1196 の 6（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 492 号

建築基準法第 22 条第 1 項の規定による区域の指定（昭和 53 年三重県告示第 35 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

告示中「準防火地域」の次に「並びに明和町都市公園条例（平成 21 年明和町条例第 24 号）の規定による柳原区画広場」を加える。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月30日まで縦覧に供します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会
 - (2) 代表者の氏名
近田 紀子
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市大門7番15号 津センターパレス3F
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、歯科保健の普及向上に関する事業を行い、もって保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月30日まで縦覧に供します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 三重県マンション管理組合連合会
 - (2) 代表者の氏名
野田 耕治
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市稲葉町6番1号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、三重県内の分譲マンションの管理組合及びその居住者をはじめとする市民に対して、マンションの適正かつ円滑な管理運営及び建物維持のための指導、相談及び支援等に関する事業を行い、もってより良い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月30日まで縦覧に供します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 遊休農地活性化楽農倶楽部

(2) 代表者の氏名

菅瀬 博文

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市三重六丁目 23 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、遊休農地の耕作に関する事業を行い、農業を活性化させるとともに、地元産の農産物を市民に提供し、地産地消を推進し、加えて市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 9 月 30 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 25 年 7 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 スポーツクラブ TADO

(2) 代表者の氏名

鷲野 賢治

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市多度町多度 738 番地 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通じて体力・技能の向上を目指す者、健康の増進を希望する者に対して、室内競技をはじめとした各種スポーツの指導、スポーツ活動を行う環境及び地域住民の交流の場の提供を行い、スポーツの振興と、地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 9 月 30 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 25 年 7 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 タランガ フレンドシップ グループ

(2) 代表者の氏名

クマーラ アーナンダ

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市上野町 1035 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スリランカ民主社会主義共和国の青年に対して、彼らの経済的、社会的自立のために研修・教育に関する事業を行うと共に、国際交流や国際理解教室の開催事業を通して、日本にひろくスリランカを紹介し、開発途上国支援への理解促進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 7 月 26 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 バスネット津

(2) 代表者の氏名

竹田 治

(3) 主たる事務所の所在地

津市高茶屋小森町 2039 番地 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が主体となり生活バス（巡回バス）を運営し、高齢者等の移動手段を確保し、既存路線バスとの連携を図ることで生活の足の充実を図るとともに、地域の新たな公共交通のニーズを開拓し、地域の活性化と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 7 月 26 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 M L S みえ生涯学習支援室

(2) 代表者の氏名

小野 宝

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市采女町 1011 番地の 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県内で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りを持って生きていくことができるように支援する事業を行い、高齢者に出会いと交流の場を提供し、活力ある地域社会、及び未来ある高齢化社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 7 月 26 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 大谷台学童保育会

(2) 代表者の氏名

近藤 陽三

- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市大谷台1丁目204番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、留守家庭の児童をお預かりし、児童、保護者、地域住民の皆様に対して、学童保育や地域社会との交流促進に関する事業を行い、もって子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 認証年月日
平成25年7月26日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 植えるC o m e かわしま
- (2) 代表者の氏名
稲垣 桂子
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市川島町1645番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と共に植物の栽培、収穫、観賞を行い、また、生活に役立つ植物の活用法を人々に知らせるとともに、里山保全や自然エネルギーの研究等、環境保全に関する事業を行い、ぬくもりのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 認証年月日
平成25年7月26日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 食品安全認証機構
- (2) 代表者の氏名
松下 雪郎
- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市平野町7744番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、国際規格「ISO22000」、食品安全システム認証「FSSC22000」、「HACCP」、「ISO9001+HACCP」及び「ISO14001」等に基づいて、食品原材料生産者（農、漁業、畜産）、同供給者、食品製造関連企業、食品配送業、食品貯蔵業、食品販売業、食品サービス業、食品包装材料製造・販売業、食品関係薬剤製造・販売業、食品添加物製造・販売業、及びその他の食品関連業者を対象に、国際規格食品安全マネジメントシステムが構築され、適切な運用管理が実施されているかどうかについて、客観的な立場から同国際規格に照らして審査し、認証すると共に、審査、認証業務とは独立させて、食品安全総合品質管理業務を提供し、広く消費者にその「食品安全性」を公開する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の

認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成25年7月30日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 なのはな音楽療法研究会

(2) 代表者の氏名

藤田 雅代

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市新屋敷92番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、心身、身体障害児者への音楽療法を行うことで、社会参加、社会復帰、自立を目指す。またあらゆる人への健康促進に向け音楽療法を行い、社会福祉向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成25年7月30日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 桑名活性化

(2) 代表者の氏名

大嶋 啓介

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市藤が丘四丁目710番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、桑名を活性化するために、桑名市を中心として市民に対して、元気で活力あるイベントを企画・開催し、住民のふれあいを通じて、優しさといたわりの心の育つ豊かな桑名生活の推進、明るく楽しい元気な桑名づくりの推進、地域環境の美化の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成25年7月30日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 みえ青少年ボランティアネットワーク

(2) 代表者の氏名

松田 幸恵

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市白子本町19番地29

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高校生を中心とする青少年に対して、社会交流の場、意見表明及び表現の場を提供する事業を行い、もって県域において児童の権利条約の趣旨を達成するための環境整備に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 7 月 30 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 こどもの安全を守る会コアラ

(2) 代表者の氏名

田鍋 鐵弥

(3) 主たる事務所の所在地

名張市つつじが丘北 3 番町 5 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたちに対して、その安全を守る活動を地域住民と協働して行うとともに、子どもたちに対しても自分の身を自分で守るという意識づけに関する活動を行い、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 7 月 30 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 総合スポーツクラブいなべ市体育協会

(2) 代表者の氏名

永井 澄美

(3) 主たる事務所の所在地

いなべ市員弁町楚原 936 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通していなべ市民に対し体力の向上を図りスポーツ精神を養うことに関する事業を行い、もって、いなべ市発展の基盤を培うことに寄与することを目的とする。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス三重県認証局が発行する自己署名証明書（以下「三重県知事の自己署名証明書」といいます。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」といいます。）のフィンガープリントを次のとおり公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 三重県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である三重県知事の自己署名証明書に関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりです。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成 20 年 9 月 19 日	SHA-1	5F2C 284E 62E8 6800 CB00 3624 CF52 F396 23C4 F3AD
平成 25 年 7 月 31 日	SHA-1	9551 C6A2 B4B6 7662 17B3 AF69 6608 E81F CD7D A501

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、同表中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりです。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成 20 年 9 月 19 日	SHA-1	37D4 D360 4103 75BB 5F53 235E C5FF 3D43 2A61 CA70
平成 25 年 7 月 31 日	SHA-1	A429 5366 6445 2F34 52B4 EEDA AF3C 4248 C963 C02D

SHA-1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示されます。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがあります。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（北小松土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成25年7月26日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成25年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）
- 施行者の名称
三重県
- 事務所の所在地
三重県四日市市新正 4-21-5
北勢流域下水道事務所
- 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

次のとおり三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を募集します。

平成25年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 施設の概要
 - 名称
県営住宅森忠団地ほか60団地
 - 所在地
桑名市ほか14市町
- 指定期間（予定）
平成26年4月1日から平成31年3月31日までとします。
- 指定管理者が行う業務
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の管理業務
- 指定管理者の資格に関する事項

募集要項等に記載した資格要件を満たす法人その他の団体であることとします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続きに関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、平成 25 年 8 月 7 日（水）から同月 21 日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで平成 25 年 8 月 16 日（金）午前 11 時までに（必着）、7 の場所宛てにお申し込みください。

(3) 申請書類の受付

7 の場所へ、平成 25 年 9 月 4 日（水）から同月 12 日（木）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は、三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除き午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で同月 12 日（木）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に指定管理者を指定します。

7 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部住宅課住宅管理班（県庁本庁舎 4 階） 担当 松本、野村

電話 059-224-2703

ファクシミリ 059-224-3147

電子メール jutaku@pref.mie.jp

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 25 年 8 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

独立展示ケース 一式

(2) 購入物品の内訳

ア 三面ガラス・前面スライド扉型エアタイト展示ケース（ピンスポットジャック付） 2 台

イ 三面ガラス・側面扉型エアタイト展示ケース（ピンスポットジャック付） 2 台

ウ 三面ガラス・側面扉型エアタイト展示ケース 3 台

エ 四面ガラス・側面扉型エアタイト展示ケース（ピンスポットジャック付） 3 台

オ 傾斜型^{のぞ}覗きエアタイト展示ケース 9 台

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(4) 納入期限

平成 26 年 1 月 31 日（金）

(5) 納入場所

三重県総合博物館（津市上浜町 6 丁目及び同市一身田上津部田地内）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去5年間に博物館又は美術館への展示ケース納入実績を有する者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成25年9月3日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 過去5年間に博物館又は美術館に展示ケースを納入した実績を示す証明書（契約実績申告書）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算班 担当 熊崎

電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-0006 三重県津市広明町147-2

三重県環境生活部新博物館整備推進プロジェクトチーム企画班 担当 佐藤

電話 059-228-2283 ファクシミリ 059-229-8310

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成25年9月19日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成25年9月13日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成25年9月19日（木）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局

留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 25 年 9 月 19 日（木）10 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 25 年 9 月 13 日（金）から同月 19 日（木）10 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算班

案件名 独立展示ケース 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 25 年 9 月 19 日（木）10 時 15 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Museum display cases, 1 set
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, September, 19, 2013.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, September, 13, 2013 and 10 : 00 A.M. on Thursday, September, 19, 2013.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:15 A.M. on Thursday, September, 19, 2013.
- (4) Managing Authority :
New Museum Planning and Promotion Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture
147-2 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-0006, Japan
TEL:059-228-2283
FAX:059-229-8310

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
